平成２８年（フ）第１８０号
佐賀県武雄市東川登町大字袴野13730番地２
債務者　中村めぐみ
１　決定年月日時　平成29年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第５号
佐賀県武雄市北方町大字大渡3293番地１、前住所横浜市港南区上永谷２丁目22番17―203号
債務者　中島　　匠
１　決定年月日時　平成29年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲84番地１
債務者　神村　幹夫
１　決定年月日時　平成29年１月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１８２号
長野県中野市大字中野1919番地１　ジュネス公園　Ｃ―105
債務者　梅野　亜希
１　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
長野県伊那市御園674番地２
債務者　唐澤　佳治
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１７号
三重県津市藤方2210番地
債務者　糸川　孝一
１　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１９号
三重県四日市市笹川９丁目16番地１　笹川団地49―103、前住所三重県四日市市波木町1097番地60
債務者　ペイショット　レビこと　ＰＥＩＸＯＴＯ　ＬＥＶＩ
１　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
三重県四日市市笹川９丁目16番地１　笹川団地49―103、前住所三重県四日市市波木町1097番地60
債務者　馬場ケイコこと　ＢＡＢＡ　ＰＥＩＸＯＴＯ　ＬＥＯＮＩＬＤＡ　ＫＥＩＫＯ
１　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
三重県四日市市伊倉３丁目６番27号　グリーンコーポ伊倉Ｂ―101
債務者　須原真由子
１　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２号
三重県四日市市九の城町13番12号　レオパレス四日市第１―102、前住所愛知県一宮市多加木５丁目30番８号
債務者　犬藤　秀一
１　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
滋賀県長浜市神照町345番地
債務者　羽森　　翔
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１１８１号
京都市伏見区桃山町安芸山72番地４　パンドール桃山206、申立時の住所京都市西京区山田南山田町30番地１　第一河合マンション202
債務者　福嶋　栄子
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８４号
京都府長岡京市今里４丁目11番21号　カーディナル長岡京102
債務者　毛利　嘉和
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１７号
京都市右京区西京極徳大寺団子田町30番地３
債務者　三宅　紀子
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３２号
京都市西京区大枝東新林町３丁目７番地　洛西新林団地28号棟508号室、前住所京都市西京区大枝西新林町２丁目２番地　13棟202号
債務者　前田　和浩
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３６号
京都市右京区嵯峨天龍寺立石町６番地　市営嵯峨住宅１棟101号
債務者　相築　弘茂
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係